

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 北本幸寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 桑原亮介
電話番号 03-5464-2380

定款の一部変更に関するお知らせ

今般、当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件、を本年6月22日開催予定の当社第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の主たる事業であるレジャー事業により注力していくことを名実ともに表すことを目的として、当社商号の変更を実施するものであります。また、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものです。これに伴い、条文の繰り下げも行います。

なお、商号変更につきましては、附則により平成27年7月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

現行	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 本会社は、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社と称し、英文ではSocial Ecology Project Co.,Ltdとする。	第1章 総則 (商号) 第1条 本会社は、伊豆シャボテンリゾート株式会社と称し、英文ではIzu Shaboten Resort Co.,Ltdとする。 附則 第1条(商号)の変更は、平成27年7月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。
第5章 監査役及び監査役会 (新設)	第5章 監査役及び監査役会 (補欠監査役) 第31条 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる

	<p>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。</p> <p>3. 補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第31条（現行どおり）</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条（現行どおり）</p> <p>2. 第31条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。ただし、補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>
<p>第32条～第45条 （記載省略）</p>	<p>第33条～第46条 （記載省略）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月22日（月）
第1条に係る定款変更の効力発生日	平成27年7月1日（水）
第1条以外の定款変更の効力発生日	平成27年6月22日（月）

以 上